

職業安定局雇用開発企画課
介護労働対策室

2

本日の説明事項（ポイント）

【(公財)介護労働安定センター及び労働局との連携強化】

- 各自治体が介護事業所に対して説明会(集団指導等)を行う際、介護労働安定センター都道府県支部(所)及び都道府県労働局も参画するようにして頂きますようお願いいたします。(資料1参照)

➤(公財)介護労働安定センターと連携可能な業務(例)

- ・雇用管理改善に関する相談援助(特に新規開設事業所や小規模事業所)
 - 〔 →従業員賃金制度の整備に関する相談
→従業員教育・研修計画の策定に関する相談 〕
 - ・介護労働懇談会の実施
 - ・認証評価制度の運営や制度周知に関すること
- (資料2参照) 他

➤都道府県労働局と連携可能な業務(例)

- ・人材確保等支援助成金の活用に係る相談及び支給申請などの業務(資料3参照)

他

事 務 連 絡

平成 26 年 8 月 6 日

都道府県
各 指定都市 介護保険主管部（局）御中
中 核 市

厚生労働省老健局総務課介護保険指導室

介護事業者と（公財）介護労働安定センターのつながりの強化について

介護保険行政の推進につきましては、日頃より格段のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、厚生労働省職業安定局及び職業能力開発局より標記にかかる情報提供依頼が別添のとおりありましたので、介護サービス事業所に対する集団指導の企画の際には（公財）介護労働安定センターの活用促進に関する内容を設けていただきますようお願いいたします。

なお、都道府県におかれましては、管内の市区町村（指定都市・中核市を除く）に対し、貴職よりご周知いただきますようお願いいたします。

写

(別添)

事務連絡
平成26年8月6日

老健局総務課
介護保険指導室長補佐 殿

職業安定局雇用政策課
介護労働対策室長補佐
職業能力開発局能力開発課長補佐

介護事業者と（公財）介護労働安定センターのつながりの強化について

我が国の雇用情勢は着実に改善が進む中で、多くの分野で労働力需要が逼迫してきており、特に今後ますます需要の拡大が見込まれる介護分野においては、構造的な人材不足問題が深刻化してきている。

こうした状況に対応するため、介護労働者の雇用管理の改善、能力の開発・向上、その他の福祉の向上を図るための総合的支援機関である（公財）介護労働安定センター（以下「センター」という。）の役割として、介護事業者に対してセンターの活用促進を図るため、介護事業者とセンターのつながりの強化を図りたいと考えているところである。

については、下記について都道府県等へ依頼いただくよう、ご協力をお願いします。

記

- 1 都道府県等において実施する介護事業所への集団指導の場で、センター支部（所）の職員から、センターの業務内容及びセンターの活用方法について周知する時間を設けていただきたいこと。
- 2 その際に、センター支部（所）が事務局を務める「介護労働懇談会」（別紙1参照）の活動についても、併せて周知させていただきたいこと。
- 3 集団指導の開催日時等について、各都道府県等から同一都道府県内のセンター各支部（所）（別紙2参照）に対し、事前に情報提供いただきたいこと。

(参考：介護労働安定センターの業務)

①雇用管理の改善

- ・雇用管理に関する相談援助
- ・雇用管理責任者講習（平成 26 年度厚生労働省委託事業）
- ・雇用管理改善支援委託事業（平成 26 年度厚生労働省委託事業）
- ・事業者支援セミナー
- ・介護労働実態調査
- ・介護労働シンポジウムの開催等

②職業能力の開発

- ・介護労働者のキャリア形成に関する相談援助
- ・教育訓練（介護労働講習（実務者研修を含む）、介護人材の養成研修、資格取得等を支援する教育訓練、在職者の向上訓練等）

③介護関係機関との連携

- ・介護労働懇談会の実施

④情報の提供

- ・図書等の発行（図書の発行、介護関連 DVD、月刊ケアワーク）
- ・介護情報サイト（care-net.biz）の運営（介護事業者ホームページサービス、介護・福祉・医療の求人情報サイト「ケアワークナビ」、介護事業者検索サイト「カイゴホームページナビ」）

⑤福利厚生の充実

- ・傷害補償制度
- ・感染症見舞金制度
- ・賠償責任補償制度
- ・その他（賃金不払事故補償制度、健康診断受診促進事業）

介護労働懇談会概要

1 介護労働懇談会の目的

安心して働くことができる介護事業所の職場作りを支援することにより、介護分野の人材確保及び定着を図るため、地域において、介護労働関係機関等から構成されるネットワークを設置し、相互の施策、事業に対する理解の促進、情報交換・共有、地域の実情に応じた役割や分担の検討等を行う。

2 構成員

(1) 行政機関等

- ア 都道府県労働局、公共職業安定所
- イ 都道府県（福祉関係部局、能力開発関係部局）
- ウ 介護労働安定センター（都道府県名）支部（所）

※介護労働懇談会の事務局は、介護労働安定センター支部（所）が行う。

(2) 介護関係団体

- ア 都道府県社会福祉協議会（福祉人材センターを含む）
- イ 介護団体

(3) その他関係機関等

- ア 介護分野の教育訓練施設等（養成施設等）
- イ 介護労働に係る専門家
- ウ 介護事業主
- エ 労働組合
- オ （独）高齢・障害・求職者雇用支援機構都道府県センター
- カ 各支部（所）の実情に応じて参画を必要とするもの

3 事業内容

- (1) 介護事業所の人材確保、雇用管理改善、能力開発等に係る情報交換・共有、地域の実情に応じた役割や分担の検討
- (2) 合同面接会、「介護の日」などにおける協力
- (3) その他

4 開催頻度

必要に応じて随時開催する

介護労働安定センター都道府県支部（所）一覧

北海道	060-0061	札幌市中央区南一条西6-4-19 旭川信金ビル5階	011-219-3157	011-219-3158
青森	030-0861	青森市長島1-3-17 阿保歯科ビル4階	017-777-4331	017-777-4335
岩手	020-0871	盛岡市中ノ橋通1-4-22 中ノ橋106ビル4階	019-652-9036	019-652-9037
宮城	984-0051	仙台市若林区新寺1丁目2番26号 小田急仙台東ビル7階	022-291-9301	022-291-9302
秋田	010-1412	秋田市御所野下堤5丁目1番1号 秋田県中央地区老人福祉総合エリアコミュニティセンター内	018-853-5177	018-853-5178
山形	990-0041	山形市緑町1-9-30 緑町会館1階	023-634-9301	023-634-9300
福島	960-8031	福島市栄町10-21 福島栄町ビル6階	024-523-1871	024-523-1876
茨城	310-0021	水戸市南町3-4-10 水戸FFセンタービル6階	029-227-1215	029-227-1216
栃木	320-0026	宇都宮市馬場通り4-3-7 馬場通り四丁目ビル5階	028-643-6445	028-643-6448
群馬	371-0022	前橋市千代田町1-14-1 橋詰広瀬川ビル2階	027-235-3013	027-235-3014
埼玉	330-0055	さいたま市浦和区東高砂町2番5号 NBF浦和ビル4階	048-813-2551	048-813-2552
千葉	260-0013	千葉市中央区中央3-3-1 フシモト第一生命ビル6階	043-202-1717	043-202-1833
東京	116-0002	東京都荒川区荒川7-50-9 センターまちや5階	03-5901-3061	03-5901-3062
神奈川	231-0007	横浜市中区弁天通6-79 港和ビル8階	045-212-0015	045-212-0016
新潟	950-0916	新潟市中央区米山2-4-1 木山第3ビル6階	025-247-1963	025-247-1964
富山	930-0857	富山市奥田新町8番1号 ポルファートとやま8階	076-444-0481	076-444-0425
石川	920-0907	金沢市青草町88番地 近江町いちば館5階	076-260-1561	076-260-1562
福井	910-0006	福井市中央1丁目3番1号 加藤ビル6階	0776-25-1365	0776-25-4706
山梨	400-0025	甲府市朝日1-3-12 倉金ビル甲府北口2階	055-255-6355	055-255-6356
長野	380-0836	長野市南県町1082 KOYO南県町ビル5階	026-232-0898	026-232-0906
岐阜	500-8113	岐阜市金鶴町1-3-3 クリスタルビル2階	058-264-6846	058-264-6848
静岡	420-0837	静岡市葵区日出町2-1 田中産商・第一生命共同ビル2階	054-252-0222	054-252-0122
愛知	450-0003	名古屋市中区村区名駅南2-14-19 住友生命名古屋ビル14階	052-565-9271	052-565-9272
三重	514-0009	津市羽所町513 サンヒルズ2階	059-225-5623	059-225-5633
滋賀	520-0043	大津市中央3-1-8 大津第一生命ビル10階	077-527-2029	077-527-2039
京都	600-8389	京都市下京区大宮通四條下四條大宮町2番地 日本生命四條大宮ビル4階	075-802-3237	075-822-3238
大阪	540-0033	大阪市中央区石町2-5-3 労働センター（エル・おおさか）南館12階	06-4791-4165	06-4791-4166
兵庫	651-0084	神戸市中央区磯辺通2-2-10 one knot trades BLD8階	078-242-5321	078-242-5322
奈良	630-8115	奈良市大宮町4-266-1 三和大宮ビル2階	0742-35-2701	0742-35-2707
和歌山	640-8317	和歌山市北出島1-5-46 和歌山県労働センター3階	073-436-9160	073-436-9170
鳥取	680-0846	鳥取市扇町116 田中ビル2号館2階	0857-21-6571	0857-21-6572
島根	690-0003	松江市朝日町498 松江センタービル9階	0852-25-8302	0852-25-8303
岡山	700-0904	岡山市北区柳町1-1-1 住友生命岡山ビル15階	086-221-4565	086-221-4572
広島	730-0013	広島市中区八丁堀7-2 広島八丁堀72ビル6階	082-222-3063	082-222-3703
山口	753-0824	山口市穂積町1-2 リバーサイドマンション山陽Ⅱ2階	083-920-0926	083-920-0930
徳島	770-0835	徳島市藍場町1-5 徳島第一ビル5階	088-655-0471	088-655-0463
香川	760-0019	高松市サンポート2-1 高松シンボルタワー9階	087-826-3907	087-826-3908
愛媛	790-0001	松山市一番町1-14-10 井手ビル4階	089-921-1461	089-921-1477
高知	780-0870	高知市本町4-2-52 オカバ高知ビル9階	088-871-6234	088-871-6248
福岡	812-0013	福岡市博多区博多駅東2-5-19 サンライフ第3ビル4階	092-414-8221	092-414-8222
佐賀	840-0816	佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル8階	0952-28-0326	0952-28-0328
長崎	850-0057	長崎市大黒町9-22 大久保大黒町ビル新館6階	095-828-6549	095-828-6589
熊本	860-0806	熊本市中央区花畑町1-1 三井生命熊本ビル2階	096-351-3726	096-351-3756
大分	870-0035	大分市中央町2-9-24 三井生命大分ビル9階	097-538-1481	097-538-1486
宮崎	880-0802	宮崎市別府町3-1 宮崎日赤会館3階	0985-31-0261	0985-31-0335
鹿児島	890-0064	鹿児島市鶴池新町6-6 鶴池南国ビル10階	099-255-6360	099-255-6361
沖縄	900-0016	那覇市前島3-25-5 とまりん（アネックスビル）1階	098-869-5618	098-869-5618

(公財)介護労働安定センターの概要

1 設立

- (1) 設立年月日
平成4年4月1日
- (2) 厚生労働大臣の指定
平成4年7月1日「介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律」に基づき、介護労働安定センターとして指定を受ける。

2 組織等(平成30年4月1日現在)

- (1) 組織
(本部) 東京都荒川区 (支部(所)) 47都道府県
- (2) 役員員数
役員 13名 (理事長のみ常勤)
職員 277名

3 予算

- 平成30年度予算 29.8億円 (うち国からの交付金17.8億円)
- 平成29年度予算 29.6億円 (うち国からの交付金17.6億円)

4 業務概要

- (1) 介護労働者の雇用及び福祉に関する情報、資料の収集及び提供を行うこと。
- (2) 介護労働者の雇用の安定並びに能力の開発及び向上に関する調査研究を行うこと。
- (3) 事業主その他の関係者に対して介護労働者の雇用の安定並びに能力の開発及び向上に関する相談その他の援助を行うこと。
- (4) 介護労働者等に対して、必要な知識及び技能を習得させるための教育訓練を行うこと。

資料 2

人手不足を解消し、職員が安心して活躍できる 魅力ある職場をつくりましょう!!

介護職員の職場定着
を促進したい!

キャリアパス
が整った施設へ

介護・保育労働者雇用管理制度助成コース

人材確保等支援助成金

保育士の賃金制度
を見直したい!

保育

長く勤務したい。
と思える魅力ある職場へ

この助成金は、介護・保育事業主の皆さまが、介護・保育労働者の人材不足解消のため、賃金制度の整備などを通じて労働者の職場定着促進に取り組んだ場合に支給するものです。裏面の詳細をご参照のうえ、ぜひご活用ください。

介護事業主の皆さまへ **お困りの際は、ご相談ください!**

賃金制度の整備等も含めた雇用管理全般に関して、全国に支部がある
(公財) 介護労働安定センターの相談援助をご利用いただけます!

(支部/支所情報) <http://www.kaigo-center.or.jp/shibu/index.html>



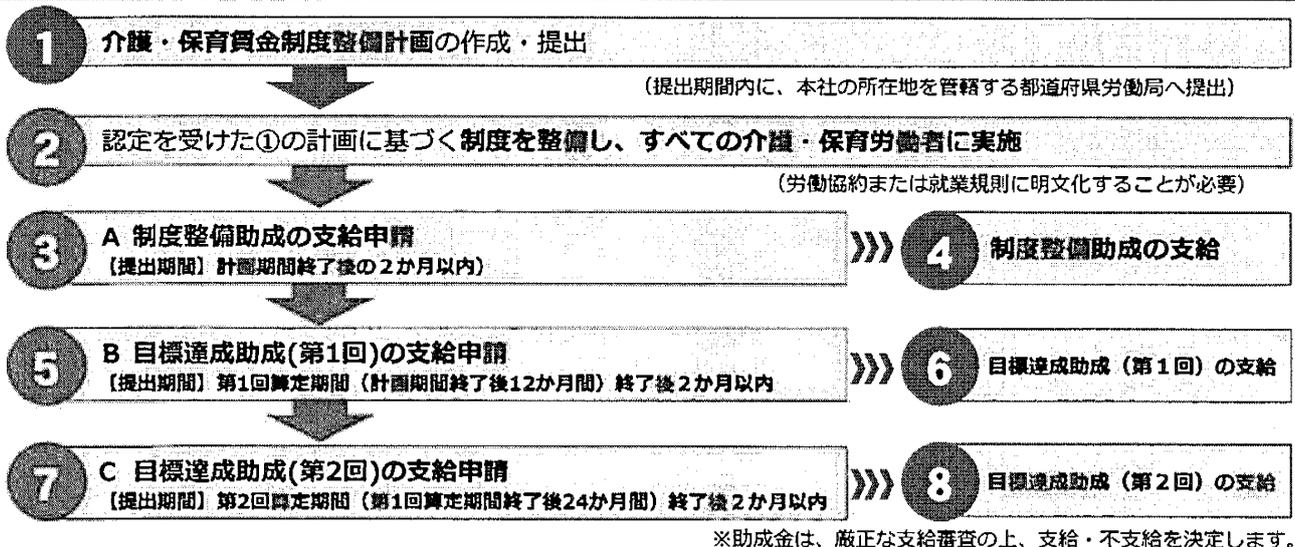
介護・保育労働者雇用管理制度助成コース

- この助成金は、介護・保育分野における人材不足解消を目的に、介護・保育分野の雇用管理改善を推進し、人材の定着・確保と魅力ある職場づくりを支援するものです。
- 介護・保育事業主が、介護・保育労働者の職場定着を促進するために、賃金制度の整備などを通じて労働者の離職率の低下に取り組んだ場合、下記のとおり助成金を支給します。

助成金の対象となる賃金制度	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 助成金の対象となるのは、介護・保育労働者の職場への定着を促進するために、職務、職責、職能、資格、勤続年数等に応じて階層的に定める賃金制度（一労働者に対して単一の額を定めるものを除く。）です。 ▶ 原則として、雇用する全ての介護・保育労働者について適用されている必要があります。
---------------	---

助成金の種類	助成額	支給要件
A 制度整備助成	50万円	介護・保育事業主が介護・保育労働者の職場への定着の促進に資する賃金制度の整備（職務、職責、職能、資格、勤続年数等に応じて階層的に定めるものの整備）を行い、実施した場合に制度整備助成（50万円）を支給します。
B 目標達成助成（第1回）	57万円	Aに加え、賃金制度の適切な運用を経て、介護・保育労働者の離職率に関する目標を達成した場合、計画期間終了1年経過後に目標達成助成（第1回）（57万円（生産性要件を満たした場合は72万円））を支給します。
C 目標達成助成（第2回）	85.5万円	Bに加え、賃金制度の適切な運用を経て、介護・保育労働者の離職率に関する目標を達成した場合、計画期間終了3年経過後に目標達成助成（第2回）（85.5万円（生産性要件を満たした場合は108万円））を支給します。

助成金支給までの流れ



人材確保等支援助成金には上記以外にも、魅力ある職場づくりに取り組む事業主の皆様にご利用いただける「介護福祉機器助成コース」など、様々なコースがございます。

手続きや支給要件などの詳細、ご不明な点は、厚生労働省ホームページをご覧ください。最寄りの都道府県労働局にお問い合わせください。

人材確保等支援助成金

検索

魅力ある職場づくりに取り組む介護事業主の皆さまへ

人材確保等支援助成金のご案内

介護福祉機器助成コース

「人材確保等支援助成金（介護福祉機器助成コース）」は、介護事業主が介護福祉機器を導入し、労働者の離職率の低下に取り組んだ場合に助成するもので、雇用管理改善を推進し、人材の定着・確保と、魅力ある職場の創出を目的としています。

助成金の概要

A 機器導入助成：介護福祉機器の導入費用の25%（上限150万円）

介護事業主が、介護労働者の身体的負担を軽減するために、新たに介護福祉機器を導入し、適切な運用を行うことにより、労働環境の改善がみられた場合、**機器導入助成（介護福祉機器の導入費用の25%（上限150万円））**を支給します。

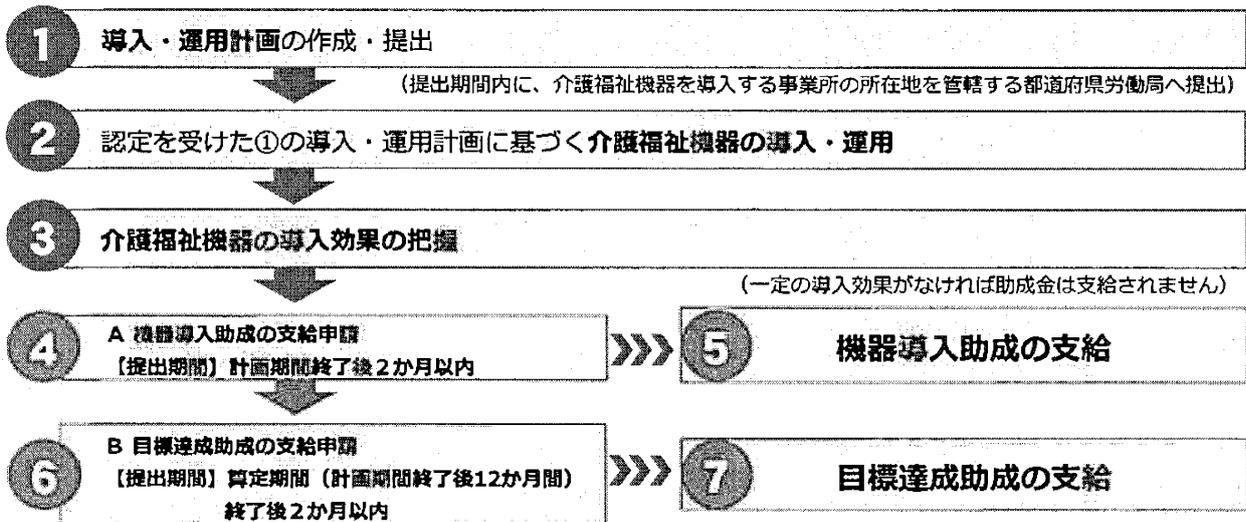
B 目標達成助成：介護福祉機器の導入費用の20%（上限150万円）

介護福祉機器の適切な運用を経て従業員の離職率の低下が図られた場合に**目標達成助成（介護福祉機器の導入費用の20%（生産性要件を満たした場合は35%）（上限150万円））**を支給します。

助成金の対象となる介護福祉機器

1. 移動・昇降用リフト ※立位補助機、非装着型移乗介助機器を含む。
2. 装着型移乗介助機器
3. 自動車用車いすリフト ※福祉車両の場合は本体を除いたリフト部分のみ。
4. エアーマット ※体位変換機能を有するものに限る。
5. 特殊浴槽 ※リフトとともに稼働するもの。側面が開閉可能なもの。
6. ストレッチャー ※入浴用に使用するもの以外は昇降機能が付いているものに限る。

助成金支給までの流れ



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク